

# 飯能市水道ビジョン (案)

## －経営戦略プラン－



令和8年3月

# 目 次

第1章 改訂の趣旨.....	1
1－1 改訂の趣旨.....	2
1－2 位置付けと計画期間.....	3
第2章 現状と課題.....	4
2－1 本市の概況.....	5
2－2 水道事業の沿革及び概要.....	6
2－3 給水人口及び給水量の状況.....	8
2－3－1 上水道の給水人口、給水戸数及び増減率.....	8
2－3－2 簡易水道の給水人口、給水戸数及び増減率.....	9
2－3－3 上水道の給水量の推移.....	10
2－3－4 簡易水道の給水量の推移.....	11
2－4 水道施設の概要.....	12
2－4－1 水源.....	12
2－4－2 净水施設.....	13
2－4－3 配水施設.....	16
2－4－4 管路.....	18
2－5 施設の老朽化、耐震化の状況.....	19
2－5－1 資産の取得状況.....	19
2－5－2 老朽化及び耐震化の状況.....	21
2－6 水質及び水質管理の状況.....	24
2－7 事業の運営状況.....	25
2－7－1 組織体制.....	25
2－7－2 経営状況.....	26
2－7－3 危機管理.....	38
2－8 広域連携.....	42
2－8－1 水道事業の統合化・広域化について.....	42
2－9 水道サービス.....	43
2－9－1 広報、お客様サービス.....	43
2－10 将来の事業環境予測.....	44
2－10－1 外部環境.....	44
2－10－2 内部環境.....	45
2－11 これまでに定めた施策の実施状況.....	46
2－12 本市水道事業が抱える課題.....	49

2－12－1 水源及び水質における課題.....	49
2－12－2 施設、設備における課題.....	49
2－12－3 管路における課題.....	50
2－12－4 危機管理面における課題.....	50
2－12－5 経営面における課題.....	50
2－12－6 組織・人材に関する課題.....	50
2－12－7 広報・PRに関する課題.....	51
2－12－8 その他の課題.....	51
2－12－9 本市水道事業が抱える主要課題.....	52
<b>第3章 基本理念と目標の設定.....</b>	<b>53</b>
3－1 基本理念.....	54
3－2 基本理念を具現化するための目標の設定.....	55
<b>第4章 実現方策と実施事業.....</b>	<b>56</b>
4－1 推進する実現方策（基本施策）.....	57
4－1－1 安全な水の安定供給（安全）.....	57
4－1－2 災害等に強い水道（強靭）.....	57
4－1－3 経営基盤の強化による持続可能な水道（持続）.....	57
4－2 基本施策に基づく実施事業.....	58
4－2－1 「安全な水の安定供給」を実現するために.....	59
4－2－2 「災害に強い水道」を実現するために.....	60
4－2－3 「経営基盤の強化による持続可能な水道」を実現するために.....	61
4－3 その他の施策.....	63
4－3－1 有間ダムの維持管理等について.....	63
4－3－2 未給水地域への対応について.....	63
<b>第5章 投資・財政計画.....</b>	<b>64</b>
5－1 経営戦略の基本方針.....	65
5－2 投資・財源試算.....	66
5－2－1 投資試算の方針.....	66
5－2－2 財源試算.....	67
5－3 財政計画.....	68
5－3－1 財政計画における前提条件.....	68
5－3－2 収支の見通し.....	68
<b>第6章 フォローアップ.....</b>	<b>70</b>
6－1 進行管理.....	71
6－2 進捗状況等の公表.....	72
<b>第7章 資料編.....</b>	<b>73</b>

# 第 3 章

## 基本理念と目標の設定

# 第3章 基本理念と目標の設定

## 3-1 基本理念

水道は、市民生活に欠くことのできないライフラインの一つであり、水道法に基づく水質基準に適合した安全な水を合理的な対価をもって安定的に供給していくことが水道事業に課せられた使命です。

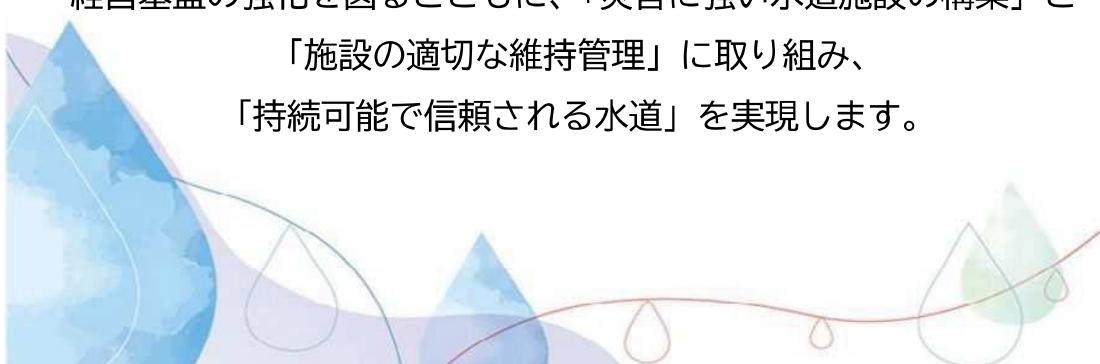
また、水道事業は、地方公営企業法に基づく公営企業として常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとされています。

平成25（2013）年3月に示された国の新水道ビジョンでは、「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」を基本理念とし、「安全」「強靭」「持続」の3つの観点が示されています。

本市のこれまでの水道ビジョンでは、これに「信頼」を加えた4つを柱としていましたが、「信頼」は、「安全」「強靭」「持続」を着実に実現することで築かれるものであるとの考え方から、本ビジョンではこの3つを柱として、以下のとおり基本理念を定めます。

### 基本理念

将来にわたり安全で安心な水を安定的に供給するため、  
経営基盤の強化を図るとともに、「災害に強い水道施設の構築」と  
「施設の適切な維持管理」に取り組み、  
「持続可能で信頼される水道」を実現します。



## 3－2 基本理念を具現化するための目標の設定

前章において整理した水道事業における今後の課題等を踏まえ、基本理念を具現化するための目標を次のとおり設定します。

### 基本理念を具現化するための目標

安全な水の安定供給（安全）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 水質検査計画に基づく監視体制の強化と水質管理を徹底するとともに、水道施設全般にわたる適正な維持管理と計画的な整備・更新を行い、安全な水の安定供給に努めます。</li></ul>
災害等に強い水道（強靭）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 基幹施設の耐震化を積極的に進め、水供給のバックアップ体制の整備と総合的な危機管理体制の確立により、災害に強い水道を構築します。</li></ul>
経営基盤の強化による持続可能な水道（持続）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 経営の効率化、適正な受益者負担に基づいた財源確保、官民一体となったパートナーシップの構築、職員の人材育成等、将来を見据えた経営基盤の強化により、持続可能な水道の実現に取り組みます。</li><li>・ 利用者の立場に基づいたサービスの向上や情報提供等に努め、市民から信頼される水道を目指します。</li></ul>

# 第4章

## 実現方策と実施事業

# 第4章 実現方策と実施事業

## 4－1 推進する実現方策（基本施策）

### 4－1－1 安全な水の安定供給（安全）

- 水源から給水栓に至るまでの水質管理を徹底し、安全な水の供給に努めます。
- 老朽化した本郷浄水場は、小岩井浄水場の耐震対策完了までの当面の間、機能維持に努めます。
- 将来の水需要予測に応じた水道施設規模の適正化を図り、効率的な水運用、施設運用を推進します。

### 4－1－2 災害等に強い水道（強靭）

- 令和12（2030）年度までに「耐震化計画」を策定し、小岩井浄水場の耐震化事業を着実に推進します。
- 小岩井浄水場以外の浄水場や取水施設等の基幹施設について、設備等を含めた老朽化対策、耐震化を着実に推進していきます。
- 基幹管路の耐震対策を着実に実施していきます。
- 基幹管路以外の管路についても、重要度を勘案した耐震対策を推進します。
- 県水を有効活用したバックアップ体制の維持等、有事における安定給水方策を推進します。
- 大地震や風水害等の大規模自然災害や不測の事態等に対応した、総合的な危機管理体制を構築します。

### 4－1－3 経営基盤の強化による持続可能な水道（持続）

- 事務事業の見直しにより、経営の健全化に努めるとともに、適正な受益者負担に基づいた財源確保による経営基盤の強化を図ります。
- 水道事業の人的資源確保のため、専門性の高い職員の育成をはじめ、組織体制の強化を進めます。
- 更なる業務委託の推進など、官民一体となったパートナーシップの構築に努めます。
- 水源の上流域に位置する水道事業体として、水源林の保全や啓発活動を進めます。
- 利用者のニーズにあった情報提供や広報活動を行うとともに、利用者の声を今後の事業経営に反映させます。
- DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、人手不足対策や業務効率化に努めます。
- カーボンニュートラルを推進し、電力消費量の削減と二酸化炭素の排出を抑制するよう努めます。

## 4-2 基本施策に基づく実施事業

施策別の実施事業は以下のとおりです。

理想像	方針	実施事業
将来にわたり、安全で安心な水を安定的に供給するため、経営基盤の強化を図ることとともに、「災害に強い水道施設の構築」と「施設の適切な維持管理」を取り組み、「持続可能で信頼される水道」を実現します。	安全な水の供給	<ol style="list-style-type: none"><li>1 水安全対策事業</li><li>2 取水・浄水・配水施設等整備事業</li><li>3 老朽管布設替事業</li><li>4 配水管網整備事業</li><li>5 配水管等維持管理事業</li></ol>
	強靭な水道	<ol style="list-style-type: none"><li>1 施設耐震化事業</li><li>2 基幹管路耐震化事業</li><li>3 危機管理対策事業</li></ol>
	経営基盤の強化による持続可能な水道	<ol style="list-style-type: none"><li>1 財政健全化事業</li><li>2 人材育成事業</li><li>3 官民連携推進事業</li><li>4 水道水源保全事業</li><li>5 水道広報事業</li><li>6 DXの推進</li><li>7 カーボンニュートラルに向けた取組の実施</li></ol>

※ 持続の6と7は今回新たに実施する事業

#### 4－2－1 「安全な水の安定供給」を実現するために

##### 1) 水安全対策事業

本市の水源の8割以上を占める河川水は、自然災害や水質汚濁等の影響を受けやすく、年間を通して安全な水を安定的に供給するためには、適切な水質管理が重要です。

毎年度策定している「飯能市水質検査計画」に則り、定期的な水質検査の実施と検査結果の公表を行います。

##### 2) 取水・浄水・配水施設等整備事業

取水場、浄水場、配水場、ポンプ場ほか各施設における電気・機械設備を中心に、耐用年数等を勘案しながら、更新及び機能維持のために必要な整備を行います。

##### 3) 老朽管布設替事業

飯能駅周辺の老朽管（普通鋳鉄管）の布設替工事（赤水対策）については、令和12（2030）年度を目標に完了を目指します。

上記以外の老朽管については、緊急度や優先度を勘案しつつ、その他の事業と調整しながら積極的に布設替えを実施し、それに合わせて耐震化を推進します。

また、管網解析システムを活用した適正口径の検討により経費の節減を図るとともに、基幹管路には耐震管を布設します。

##### 4) 配水管網整備事業

土地区画整理事業や下水道事業の進捗に併せて実施する配水管網の整備のほか、市の基本施策等に関連した新たな水需要の増加や給水区域内における新規要望等に対応するため、配水管の新規布設や水圧等の適正化を図るための管網の整備を、関係機関と十分に調整し着実に実施します。

##### 5) 配水管等維持管理事業

配水管の老朽化等による漏水により有収率が低下傾向であることから、効率的な漏水調査の実施により漏水の早期発見に取り組むとともに、漏水修繕工事の迅速な対応による漏水量の抑制に努めます。

また、管網解析システムを活用した水理解析等により、有収率の向上に向けた配水管等の適正な維持管理を行います。

#### 4－2－2 「災害に強い水道」を実現するために

##### 1) 施設耐震化事業

小岩井浄水場は、本市の基幹浄水場であり、大規模災害時にもその機能を維持できるよう、十分な耐震性を有する必要があります。当浄水場は、浄水施設等再構築事業により順次、施設や設備の更新、耐震補強工事を行ってきましたが、電気・機械設備の老朽化が進行しているとともに、耐震補強工事が必要な施設が残っています。

浄水機能を維持したまま耐震補強工事が可能であるか等について、現時点での可否が明らかではないため、今後の5年間において耐震化方針を検討します。

本郷浄水場については老朽化が進行し休止を予定していますが、小岩井浄水場の耐震化事業が完了するまでは、その浄水機能を維持します。

小岩井浄水場及び本郷浄水場以外の施設については、水道施設全般におけるダウンサイジング（施設の統廃合）やスペックダウン（性能の合理化）等を検討することで、施設の効率性の向上を図ることとします。

「耐震化計画」については、令和12（2030）年度までに策定することとします。

##### 2) 基幹管路耐震化事業

令和8（2026）年3月末時点での重要給水施設は表1に示すとおりであり、当該施設への管路を基幹管路として位置付けるとともに、県水受水場から飯能市役所（表中1）までの未耐震の管路を、上下水道一体の耐震化事業の最重要給水施設として、優先的に耐震化を推進していきます。

重要給水施設（令和8（2026）年3月末時点）

表1

番号	施設名	番号	施設名
1	飯能市役所	12	東吾野地区行政センター
2	富士見地区行政センター	13	原市場地区行政センター
3	飯能中央地区行政センター	14	名栗地区行政センター
4	第二地区行政センター	15	飯能日高消防署
5	精明地区行政センター	16	飯能市民体育館
6	双柳地区行政センター	17	飯能中央病院
7	加治地区行政センター	18	佐瀬病院
8	加治東地区行政センター	19	飯能整形外科病院
9	美杉台地区行政センター	20	はんのう内科・腎クリニック
10	南高麗地区行政センター	21	中央公園
11	吾野地区行政センター		

##### 3) 危機管理対策事業

異常気象の影響や社会環境の変化に伴い、これまでに想定していなかった災害に関する新たな事象が数多く発生しています。

非常時においても水道水を安定的に供給していくため、危機管理計画や事業継続計画（BCP）等について、実態に即して隨時見直しを行います。また、実践的な応急復旧訓練の実施や応急復旧資材の確保に努めるなど、総合的な危機管理体制の強化を図ります。

#### 4－2－3 「経営基盤の強化による持続可能な水道」を実現するために

##### 1) 財政健全化事業

施設の老朽化対策や耐震対策に多額の費用を要する状況ですが、人口減少に伴い料金収入の増加が見込めないため、必要な対策が実施できないまたは大幅に遅れるおそれがあります。事務事業の見直し等により、経営の健全化に努めるとともに、適正な受益者負担に基づいた財源確保等、経営基盤の強化を図ります。

##### 2) 人材育成事業

職員定数の削減や経験豊富な職員の退職等により、水道事業においては、人材不足と技術力の低下が課題となっています。将来にわたって事業を安定的に継続していくためには、水道事業全体をマネジメントできる人材や技術面において総合的な知識と経験を有する人材のほか、様々な業務に専門性を有する職員を育成し、その人材を適切に配置できる組織体制を構築していく必要があります。蓄積された知識やノウハウを集約し、活用するとともに、技術研修等に積極的に参加できるような環境づくりと将来を見据えた計画的な人材育成を推進します。

##### 3) 官民連携推進事業

水道事業体のみならず、水道に携わる民間事業者においても、高齢化や人材不足による技術力の低下が深刻化しています。将来にわたって持続可能な水道経営を行っていくためには、更なる業務の委託化が急務であることから、業務受託者の育成・活用（活性化）に取組み、民間活力を利用した経営基盤の強化を図ります。

##### 4) 水道水源保全事業

水道事業者にとって、良質な水源保全は、給水の安定性や持続性の確保に必要不可欠です。水道週間や各種イベント等を通じて、水道利用者に対して水源の大切さや水道に対する理解を深めていきます。また、水源の上流域に位置する水道事業体として、水源及び上流域の水辺環境の保全に努めます。

##### 5) 水道広報事業

利用者が求める水道に関する情報について、広報紙やホームページ等を通じて、積極的に情報提供をするとともに、水道利用者の声を積極的に収集し、経営改善等に努めます。また、事業計画や重要案件については、「飯能市水道事業運営審議会」に諮り、学識経験者や水道利用者等の意見や要望を的確に捉え、事業の透明性を確保しつつ、今後の事業経営に反映させます。

さらに、昨今の大規模災害や管路事故等について、改めて水道施設の重要性が問われていますが、施設の維持や更新に多額の費用が必要となります。施設や経営状況についての情報を公開し、市民の理解が得られるよう努めています。

広報等による様々な情報提供や水道料金の見直しに当たって丁寧な説明を行うこと等によ

り、利用者の信頼確保や満足度の向上に努めています。

#### 6) DX 推進事業

社会生活やビジネスにおけるデジタル化の急速な発展と少子高齢社会による生産年齢人口の減少に伴う労働力不足への対応、業務効率化やコスト削減に向けて、様々なデジタルコンテンツが開発されています。

本市においても、検針員の高齢化が進んでおり、スマートメーターによる検針業務の効率化や漏水の早期発見、高齢者の見守りを検討していきます。

また、有収率の向上に向けて、人工衛星を使った漏水調査等、漏水の早期発見に努めます。

#### 7) カーボンニュートラル推進事業

水道事業は、国内の総電力使用量の約1%を消費するエネルギー消費（二酸化炭素排出）産業の側面を有しており、地球温暖化対策として、省エネルギーや再エネ導入の推進が求められています。

電気自動車の導入、施設への太陽光発電設備の設置、インバーター制御機能付きポンプへの切替え等、効果的な施策を検討します。

## 4－3 その他の施策

### 4－3－1 有間ダムの維持管理等について

埼玉県営の有間ダムは、埼玉県、埼玉県企業局及び本市の3者による共有財産であり、埼玉県飯能国土整備事務所が施設の管理を行っています。本市水道事業は、毎年計上される維持管理費のほか、期間を定めて実施する堰堤改良工事や設備更新工事、台風等により被災した場合の災害復旧工事に対して、市の共同持分割合（19.2%）に応じた費用を負担しています。

有間ダムは昭和61（1986）年3月の完成から40年が経過し、本市の水道施設と同様に老朽化した設備の更新時期が到来しています。埼玉県では、県が所有する全てのダムを対象に「長寿命化計画」を策定し、計画的に更新工事を実施していく予定となっています。

本市においても、通常の管理費のほか、更新工事に対する費用負担が継続的に発生することとなります。

### 4－3－2 未給水地域への対応について

未給水地域への給水方策については、独立採算制を基本とする水道事業では、財政面や施設の効率性等に課題があるため、新たに給水区域を拡大し、上水道を布設することは難しいことから、「飯能市山間地域給水施設整備費等補助金交付要綱」を作成し、未給水地域における「給水施設の新設」「給水施設の改修、修繕」「水源の維持管理」「水質検査」について、一般会計から補助金を交付することで対応しています。

今後も未給水地域に対しては、補助金制度で対応し、必要に応じて補助金交付要綱の見直しを行います。

(令和6(2024)年度末現在の未給水地域の状況)

地区	人口	未給水世帯
南高麗地区	56人	25戸
吾野地区	315人	179戸
東吾野地区	112人	65戸
原市場地区	135人	77戸
名栗地区	9人	6戸
合計	627人	352戸

# 第 5 章

## 投資・財政計画

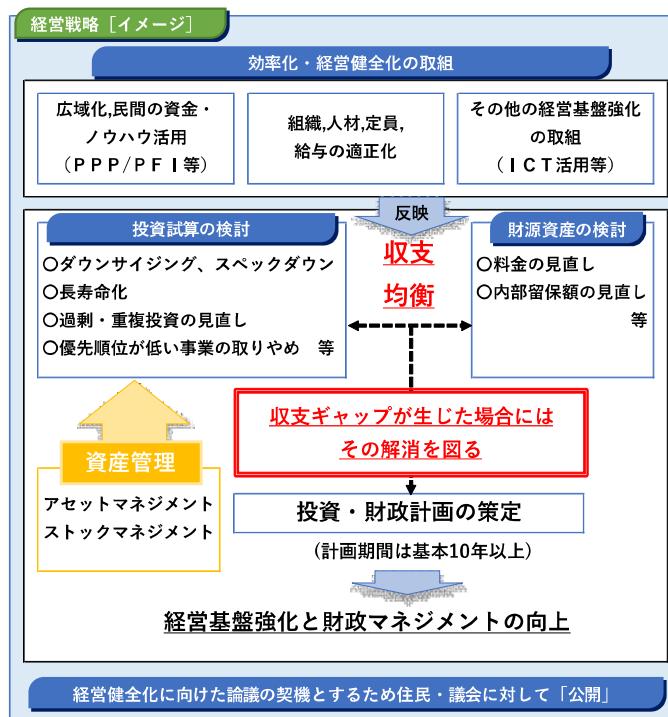
# 第5章 投資・財政計画

## 5-1 経営戦略の基本方針

本市の水道施設は、高度経済成長期に急速に整備されたものが多く、老朽化が進行しているため今後は大規模な更新を進める必要があります。これらの老朽化した施設を法定耐用年数（地方公営企業法施行規則別表第2号）に準じて更新を行った場合、莫大な更新費用が必要になる一方で、更新時期にバラツキがみられ、年度ごとの投資額に大きな差が生じるため経営状況が大変不安定になります。

安定的に事業を運営しながら、老朽化施設の更新を着実に推進するためには、更新需要を的確に把握した上で、施設の更新費用を平準化した財政収支見通しを行い、必要な資金を確保するための計画の策定が必要になります。

本ビジョンでは、基本理念に基づいて設定した個別事業を着実に実施するための経営戦略として、①中長期的な将来需要を適切に把握するとともに、アセットマネジメントの知見を活用して、その最適化を図ることを目的とする投資試算と、②必要な需要額を賄う財源を経営の中で計画的かつ適切に確保することを内容とする財源試算を行い、③この両者が均衡する今後10年間の「投資・財政計画」を策定します。



経営戦略の流れ

【出典】水道事業経営の現状と課題（総務省）を参考

## 5－2 投資・財源試算

### 5－2－1 投資試算の方針

直近10年間（令和8（2026）年度から令和17（2035）年度）における投資については、以下の方針に基づき実施します。

#### 1) 新規投資について

事業規模の適正化を重視し、事業が将来にわたり採算性を有しないもの（過剰投資となるもの）は、原則行わないこととします。

#### 2) 施設更新

過大投資や重複投資とならないように、将来の需要予測を踏まえ、必要に応じてダウンサイジング（施設の統廃合）やスペックダウン（性能の合理化）を検討し、施設の効率性を高めるとともに、ランニングコストの低減を図ります。

#### 3) 老朽管の更新

重要度や老朽度評価による順位付けをして、一定の更新基準により優先順位の低い投資を先送りするなど、投資額の平準化を行います。また、管網解析システム等の活用により、適正口径での布設替えによる工事費用の低減を図ります。

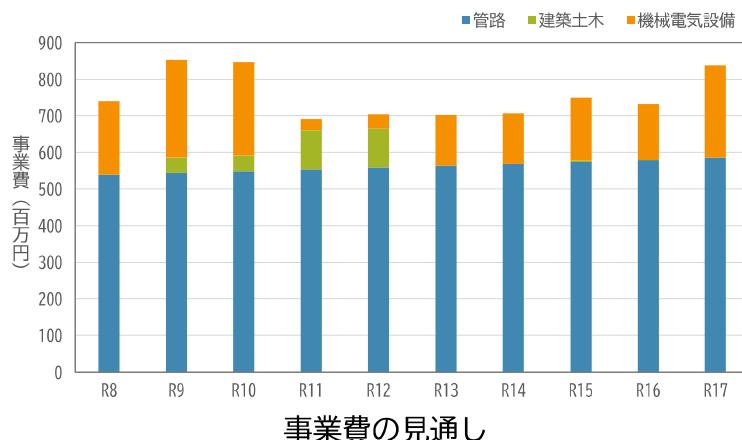
#### 4) 施設の長寿命化

水道施設全般について、適切な維持管理等により長寿命化を図ります。

#### 5) 事業費の見通し

事業費（工事費及び委託費）の見通しを以下に示します。

令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間で、75.6億円の事業費を見込みます。この内、管路の布設、更新及び耐震化に係る事業費が56.1億円と最も多く、次いで機械電気設備の更新に係る事業費が16.5億円、建築土木施設の更新及び耐震化等に係る事業費が3.0億円となる見通しです。



## 5－2－2 財源試算

財源の試算に当たっては、更なる業務の改善・合理化・効率化に努め、経費削減を図りながら、次の考え方に基づき、投資計画を確実に実施していく財政計画を策定します。

### 1) 財源確保方策の検討

財政健全化法に基づく健全化指標等に十分留意し、資金不足や債務超過にならないよう、必要な財源を確保するための方策を検討します。

### 2) 収益確保の方法

料金改定を行う場合は、能率的な経営を前提とする適正な原価を基礎として、健全な経営を確保することができる水準によることとし、社会状況や利用者間の負担の公平性に配慮し、必要に応じて料金水準、料金体系（基本料金と従量料金の比率等）の見直しに取り組みます。

### 3) 企業債

投資の主要財源である企業債については、世代間の負担の公平性に配慮し、起債額及び残高を適正な水準で管理します。起債額の設定に当たっては、内部留保資金を給水収益のおよそ1年分相当の約13億円確保し、自己財源で賄いきれない分を企業債で賄うこととします。

なお、企業債は、基本的に料金収入を原資として償還するものであることから、料金算定の際には、原価計算において適正な事業報酬を含めることとします。

### 4) その他財源の確保

水道事業は独立採算制を原則としていますが、能率的な経営を行っても採算性を見込むことができない事業等に要する経費については、一般会計部門と協議し、適正な財源確保を図ります。

### 5) 消費税率

消費税率の引上げについては、消費税の負担を円滑かつ適正に利用者に転嫁することを基本としているため、法令等に基づき適切に対応します。

## 5－3 財政計画

### 5－3－1 財政計画における前提条件

財政計画における前提条件を以下に示します。

#### 財政計画における前提条件

実績5年平均値とは、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度を指す

種別	区分	項目	単位	算出方法
基本情報		年間有収水量	千m <sup>3</sup>	水需要予測結果に基づく
		年間配水量	千m <sup>3</sup>	水需要予測結果に基づく
		供給単価	円／m <sup>3</sup>	令和6（2024）年度実績値160.02円／m <sup>3</sup>
		給水原価	円／m <sup>3</sup>	（収益的支出計－長期前受金戻入－受託工事費）／年間有収水量
収益的 収支	収入の部	営業収益		
		料金収入	千円	年間有収水量×供給単価
		手数料	千円	実績5年平均値
		水道利用加入金	千円	実績5年平均値を給水人口と同一割合で減少する
		営業外収益		
		他会計負担金	千円	実績5年平均値（消火栓維持管理負担金）
		受託料	千円	令和4（2022）年度を除く実績平均値（下水道使用料徴収等受託料）
		他会計補助金	千円	未給水地域補助金9,000千円
		長期前受金戻入	千円	（既設）予定額+（新設）償却計算による
	支出の部	その他雑収益	千円	実績5年平均値
		特別利益	千円	東京電力株式会社の賠償金予定額300千円
		営業費用		
		職員給与費（給料等・報酬）	千円	損益勘定支弁職員数×1人当たりの単価（人件費上昇率を見込む）
		修繕費	千円	令和5（2023）年度実績値に+50,000千円を加えた金額に物価上昇率を見込む
		動力費・薬品費	千円	年間配水量×配水量（m <sup>3</sup> ）当たりの単価（物価上昇率を見込む）
		受水費	千円	上水道の配水量の13%。令和7（2025）年度は予算額85,135千円 令和8（2026）年度以降は74.74円×受水量とする
		その他営業費用	千円	過去の実績や予算を参考に物価上昇率を見込む
		減価償却費	千円	既設分+新設分（構造物58年、管路38年、電気・機械・装置16年）
		資産減耗費	千円	資産減耗費=建設改良費×0.020
	営業外費用	営業外費用		
		支払利息	千円	（旧債）予定額+（新債）償却計算による
		特別損失	千円	実績5年平均値
資本的 収支	収入の部	企業債	千円	内部留保資金を13億円を確保しつつ、不足する額を起債
		他会計負担金	千円	消火栓設置費を計上
		工事負担金	千円	実績5年平均値
		国庫補助金・交付金	千円	管路の耐震化に係る交付金を計上
	支出の部	建設改良費（拡張工事費）	千円	実施事業に関わる工事費（物価上昇を見込む）
		委託料	千円	工事請負費の5%を当該工事の前年に見込む
		職員給与費（給料等）	千円	資本勘定支弁職員数（正規+再雇用）×1人当たりの単価（人件費上昇率を見込む）
		負担金	千円	有間ダム負担金を計上
		固定資産購入費	千円	実績5年平均値に物価上昇率を見込む
		企業債償還金	千円	（旧債）予定額+（新債）償還計算による

### 5－3－2 収支の見通し

投資・財政計画（収支計画）は2ケースの検討を行いました。

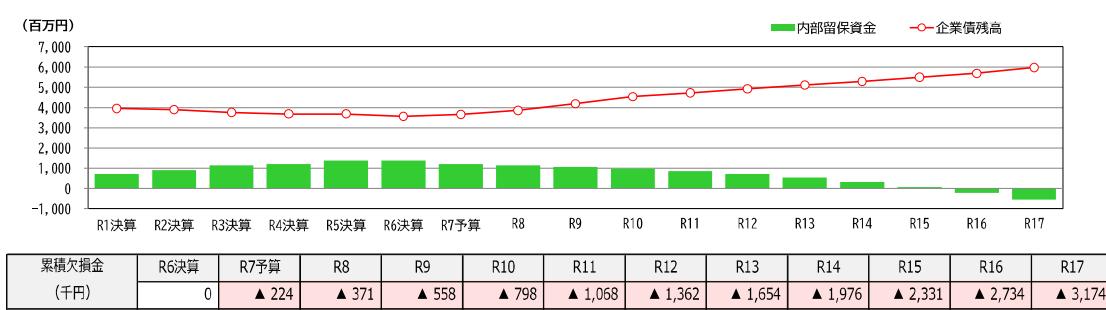
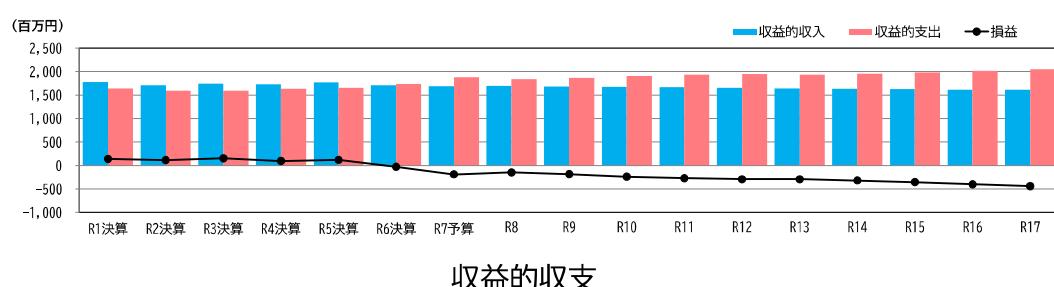
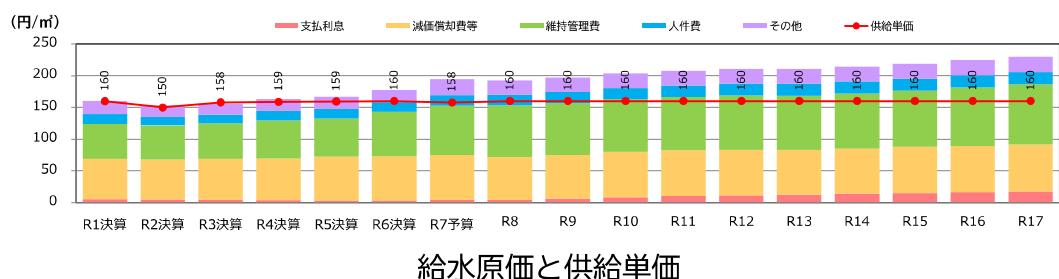
ケース1：現行料金を維持した場合

ケース2：健全経営を維持できるように適切な料金水準に見直す場合（検討中）

## 1) ケース 1：現行料金を維持する場合

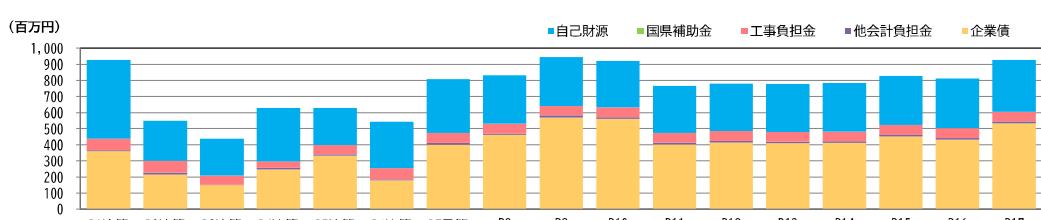
現行料金を維持する場合、収益的収支が赤字の一途をたどり、令和 7 年度の累積欠損金は拡大します。その結果、令和 15 年度以降は内部留保資金を確保できなくなり、事業経営が立ち行かなくなることが明らかなケースです。

企業債残高は増加し続け、令和 6（2024）年度の 35.6 億円から、令和 17（2035）年度には 59.7 億円となります。



年	累積欠損金 (千円)	R6決算	R7予算	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
		0	▲ 224	▲ 371	▲ 558	▲ 798	▲ 1,068	▲ 1,362	▲ 1,654	▲ 1,976	▲ 2,331	▲ 2,734	▲ 3,174

内部留保資金と企業債残高と累積欠損金



建設改良費

# 第 6 章

## フォローアップ

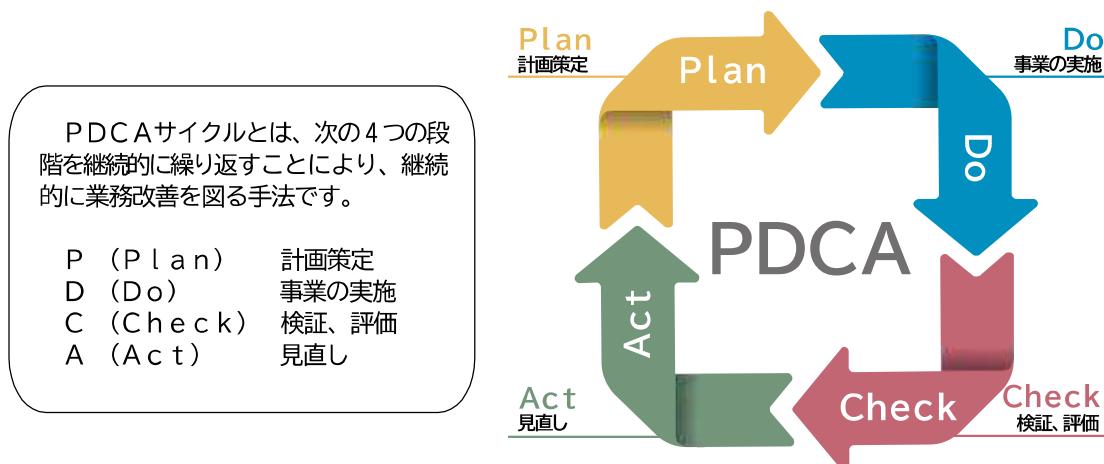
# 第6章 フォローアップ

## 6-1 進行管理

「飯能市水道ビジョン～経営戦略プラン～」は、本市水道事業の基本計画として位置付けますが、その次位計画として、「飯能市水道事業中期経営計画（前期）（令和8（2026）年度～令和12（2030）年度）」を同時に策定し、5年間の計画期間内において実施すべき具体的な目標値や事業計画等を定めています。したがって、本ビジョンの進行管理は、中期経営計画の進捗に基づき実施します。

中期経営計画に定めた個別事業等を円滑に進めていくための手法として、PDCAサイクルを活用し、毎事業期間終了時に事業の進捗状況や目標値の達成状況等の確認を行い、前期計画の最終年度（令和12（2030）年度）には事業評価（検証）を実施し、新たな課題等を踏まえた上で、後期計画（令和13（2031）年度～令和17（2035）年度）を策定します。

本ビジョン及び経営戦略は、50年先、100年先を見据えながら、今後10年間の将来を想定して計画しました。しかし、基礎データとした将来の人口や水量は、現時点で想定できる人口動態や水需要等の要因に基づくものであり、今後の社会情勢によっては大きく変化する可能性もあります。また、行政改革や経営効率化、広域化等事業経営に大きく影響を及ぼす要因も考えられます。本ビジョンで掲げた基本理念や理想像を実現するために、推進方策を定めていますが、より実効性のある計画とするためには定期的なフォローアップを実施することが重要です。各施策は、進捗状況を把握しながら推進し、途中段階において業務指標による分析等を行い、施策の実施効果を検証します。また、事業途中において本ビジョンや本経営戦略を見直す際には、計画策定（Plan）～事業の実施（Do）～検証、評価（Check）～見直し（Action）の連鎖である「PDCAサイクル」を実施し、取組の方向性の確認、重点的な方策等の追加や見直し等について検討を行い、関係者の意見を聴取しつつ更なる推進や見直しを進めていきます。なお、「飯能市水道事業ビジョン」で掲げた各方策の目標年度は令和17（2035）年度とし、その中間時期を目安に見直しを行います。



## 6－2 進捗状況等の公表

中期経営計画に定めた個別事業の進捗状況や目標値の達成状況等については、毎事業年度終了後に水道事業運営審議会に報告するとともに、ホームページ等で公表します。また、進行管理を行っていく中で、事業の進捗率や目標値の達成状況が低いものについては、予算の組替えや事業内容の見直しを適宜行うこととし、事業評価に当たっては「投資・財政計画」と実績額の乖離及びその原因を分析し、次期計画である中期経営計画（後期）の策定に役立てます。

## 飯能市上下水道部



〒357-8501 埼玉県飯能市大字双柳1番地の1

電話番号：042-973-2111（代表）ファクス番号：042-974-0044

<https://www.city.hanno.lg.jp/soshikikarasagisu/jogesuidobu/index.html>

